

平成17年7月28日

広島市歯科医療福祉対策協議会
会長 小松 昭 紀 様

広島市長 秋 葉 忠 利
(社会局保健部保健医療課)



寝たきり高齢者訪問歯科診療事業の対象者について（通知）

本市歯科保健医療事業の推進につきましては、日頃から格段のご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、標記の件について、本事業の対象者は「在宅寝たきり者」とされています。このため、下記の者は本事業の対象者に該当しませんので、ご注意ください。

記

【本事業の対象者に該当しない例】

- 病院等に入院中の者
- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の介護保険施設、その他介護付き有料老人ホーム、ケアハウス、グループホーム等高齢者施設の入所者

担当 保健指導係 宮 城
(☎082-504-2623)

